様式第三十三号の三（第二面）注意2中「。なお、提出期限が遅れると、高年齢雇用継続給付の支給要件を満たしていたとしても、その支給額の全部又は一部が受給できなくなるなど不利な取扱いを受けることがあります」を削る。

様式第三十三号の三の二（第二面）注意1中「。また、この支給申請については指定された次回支給申請月に行わなければ、特別の事情があると認められない限りその支給を行うことはできません」を削る。

様式第三十三号の五（第二面）注意1中「全日にわたって休業している日が20日（支給単位期間に2月末日を含む場合は18日（関年の場合は19日））以上」を「就業していると認められる日数が10日（10日を超える場合は、就業していると認められる時間が80時間）以下で」に改め、同様式注意2中「。なお、提出が遅れると、育児休業給付の受給要件を満たしていたとしても、その支給額の全部又は一部が受給できなくなるなど不利な取扱いを受けることがあります」を削り、同様式注意6中⑺を⑻とし、⑹から⑷までを⑺から⑸までとし、⑶の次に次のように加える。

⑷　11欄、15欄及び19欄の就業時間には、各々10欄、14欄及び18欄に記載した就業日数が10日を超える場合に各支給単位期間において就業した時間を記載してください。

様式第三十三号の五の二（第二面）注意1⑴中「。また、育児休業基本給付金又は育児休業給付金の支給申請については育児休業基本給付金支給決定通知書の第1面の「支給期間末日」までに行わなければ、特別の事情があると認められない限り支給を受けることはできません」を削り、「行ってください」を「行ってください」に改め、同様式注意1⑵中「。なお、支給申請をすべき期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り支給を受けることはできません」を削り、同様式注意3中⑻を⑼とし、⑺から⑶までを⑻から⑷までとし、⑵の次に次のように加える。

⑶　6欄、10欄及び14欄の就業時間には、各々5欄、9欄及び13欄に記載した就業日数が10日を超える場合に各支給単位期間において就業した時間を記載してください。

様式第三十三号の五の二（第二面）注意4を削り、同様式注意中5を4とし、6から10までを5から9までとする。

様式第三十三号の六（第二面）注意1中「。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されません」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に提出されているこの省令による改正前の雇用保険法施行規則（以下この条において「旧雇保則」という。）様式第十号の四による未支給失業等給付請求書、旧雇保則様式第二十九号の二による再就職手当支給申請書、旧雇保則様式第二十九号の二の二による就業促進定着手当支給申請書、旧雇保則様式第二十九号の三による常用就職支度手当支給申請書、旧雇保則様式第三十号による移転費支給申請書、旧雇保則様式第三十三号による広域求職活動費支給申請書、旧雇保則様式第三十三号の二の二による教育訓練給付金支給申請書、旧雇保則様式第三十三号の二の二（第百一条の二の七第二号関係）及び教育訓練支援給付金受給資格確認票、旧雇保則様式第三十三号の二の四による教育訓練給付金（第百一条の二の七第二号関係）支給申請書、旧雇保則様式第三十三号の二の五による教育訓練給付金（第百一条の二の七第三号関係）支給申請書、旧雇保則様式第三十三号の二の七による教育訓練支援給付金受講証明書、旧雇保則様式第三十三号の二の八による教育訓練支援給付金受講証明書、旧雇保則様式第三十三号の三による高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書、旧雇保則様式第三十三号の三の二による高年齢雇用継続給付支給申請書、旧雇保則様式第三十三号の五による育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書、旧雇保則様式第三十三号の六による介護休業給付金支給申請書は、それぞれこの省令による改正後の雇用保険法施行規則（以下この条において「新雇保則」という。）様式第十号の四による未支給失業等給付請求書、新雇保則様式第二十九号の二による就業促進定着手当支給申請書、新雇保則様式第二十九号の三による常用就職支度手当支給申請書、新雇保則様式第三十号による移転費支給申請書、新雇保則様式第三十三号による広域求職活動費支給申請書、新雇保則様式第三十三号の二による教育訓練給付金（第百一条の二の七第二号関係）及び教育訓練支援給付金受給資格確認票、新雇保則様式第三十三号の二の四による教育訓練給付金（第百一条の二の七第二号関係）支給申請書、新雇保則様式第三十三号の二の五による教育訓練給付金（第百一条の二の七第三号関係）支給申請書、新雇保則様式第三十三号の二の七による教育訓練支援給付金受講証明書、新雇保則様式第三十三号の二の八による教育訓練支援給付金受講証明書、新雇保則様式第三十三号の三による高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書、新雇保則様式第三十三号の三の二による高年齢雇用継続給付支給申請書、新雇保則様式第三十三号の五による育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書、新雇保則様式第三十三号の五の二による育児休業給付金支給申請書並びに旧雇保則様式第三十三号の六による介護休業給付金支給申請書とみなす。

2　この省令の施行の際現に交付されている旧雇保則様式第十七号による受給期間延長通知書及び教育訓練給付適用対象期間延長通知書は、新雇保則様式第十七号による受給期間延長通知書及び教育訓練給付適用対象期間延長通知書とみなす。

3　新雇保則第十七条の二第一項の未支給失業等給付請求書、新雇保則第三十一条第四項及び第百一条の二の五第三項の受給期間延長通知書及び教育訓練給付適用対象期間延長通知書、新雇保則第八十二条の七第一項の再就職手当支給申請書、新雇保則第八十三条の四第一項の就業促進定着手当支給申請書、新雇保則第八十四条第一項の常用就職支度手当支給申請書、新雇保則第九十二条第一項の移転費支給申請書、新雇保則第九十九条第一項の広域求職活動費支給申請書、新雇保則第百一条の二の十一第一項並びに第百一条の二の十二第五項及び第六項の教育訓練給付金支給申請書、新雇保則第百一条の五第一項の高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書及び高年齢雇用継続給付支給申請書、新雇保則第百一条の十三第一項の育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書及び育児休業給付金支給申請書、新雇保則第百一条の十九第一項の介護休業給付金支給申請書、新雇保則第百一条の二十八条第一項の教育訓練支援給付金受講証明書は、当分の間、なお旧雇保則の相当様式によることができる。

○厚生労働省令第六十一号

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第十九条の規定に基づき、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「特定求職者は、」の下に「当該職業訓練受講給付金の支給に係る給付金支給単位期間が終了した日の翌日から一月以内で」を、「いう。）」の下に「の長の指定する日に当該管轄公共職業安定所」を加え、同条第二項及び第三項を削る。

第二十九条中「第十七条第一項」を「第十七条」に改める。

様式第三号（表面）中「第17条第1項」を「第17条」に改める。